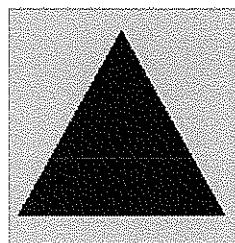


# 国民の保護に関する業務計画



平成 19 年 3 月  
九州郵船株式会社

## 目 次

### 第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
(1) 関係機関との連携の確保	1
(2) 国民保護措置の実施に関する自主的判断	1
(3) 安全の確保	1
(4) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	1
(5) 対策本部長の総合調整等	2

### 第2章 平素からの備え

第1節 活動態勢の整備	2
1. 国民保護に関する連絡調整のための組織の整備	2
2. 情報連絡体制の整備	2
(1) 情報収集及び連絡体制の整備	2
(2) 通信体制の整備	2
3. 緊急参集体制及び活動体制の整備	2
4. 特殊標章の適切な管理	2
第2節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備	3

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応	3
第2節 活動体制の確立	3
1. 国民保護対策を統括する組織の運用	3
2. 緊急参集の実施	3
3. 情報連絡体制の確保	3
(1) 情報収集及び報告	3
(2) 通信体制の確保	3
第3節 安全の確保	4
第4節 旅客等への情報提供	4
第5節 警報の伝達	4
第6節 旅客の誘導	4
第7節 運送の実施	4
1. 避難住民及び緊急物資の運送	4
2. 運送の維持	5
第8節 応急の復旧	5
第9節 安否情報の収集	5

### 第4章 緊急対処保護措置の実施

6

### 第5章 計画の適切な見直し

6

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、当社の業務に関し、福岡県または長崎県域における武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

## 第2節 基本方針

1. 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)、福岡県または長崎県国民保護計画(以下「県計画」という。)、関係市町国民保護計画及びこの計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。
2. 国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」及び県計画、関係市町計画及びこの計画に基づき、当社の業務に関する法令等で定められた範囲内で、自らの業務に係る国民保護措置を実施するものとし、次の点に留意する。

### (1) 関係機関との連携の確保

国、福岡県または長崎県(以下「県」という。)、関係市町およびその他関係機関との連携体制について平素から整備に努める。

### (2) 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、国及び県、関係市町、およびその他関係機関から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して当社が自主的に判断する。

### (3) 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国、県、関係市町の協力を得つつ、乗客、当社員、その他当社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

### (4) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

- ①国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行う。
- ②特殊標章の使用等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## (5) 県対策本部長の総合調整等

- ①福岡県または長崎県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。また、その際には当社も安全確保の状況等につき、必要に応じて意見を述べるものとする。
- ②県知事より避難住民の運送、緊急物資の運送等に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施する。

# 第2章 平素からの備え

## 第1節 活動態勢の整備

### 1. 国民保護に関する連絡調整のための組織の整備

- (1) 当社の業務に係る国民保護措置に関する事務について社内の連絡及び調整を図るための組織を整備する。
- (2) 当該組織の運営に関する事項については、別に定める。

### 2. 情報連絡体制の整備

#### (1) 情報収集及び連絡体制の整備

管理する船舶・施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運航状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

#### (2) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。

### 3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための当社における必要な体制を迅速に確立するため、関係社員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係社員に周知するものとする。

### 4. 特殊標章の適切な管理

県知事があらかじめ特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ県知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、県知事に対して申請を行い、適切に管理を行う。

## 第2節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

県知事から警報又は避難措置の指示の通知を受けた場合は、社内等における警報等の伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項を定める。

# 第3章 武力攻撃事態等への対処

## 第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応

福岡県または長崎県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、社内等に迅速にその旨を周知する。

## 第2節 活動体制の確立

### 1. 国民保護対策を統括する組織の運用

県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、国民保護に関する対策を統括する組織（以下「当社対策本部」という。）を運用する。

### 2. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、関係社員の緊急参集を行う。

### 3. 情報連絡体制の確保

#### (1) 情報収集及び報告

①管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運航状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、自主的な判断により県対策本部に報告する。

②当社対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、社内での共有を行う。

#### (2) 通信体制の確保

①武力攻撃事態等が発生した場合には、必要に応じ、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。

②国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるものとする。また、直ちに県に支障の状況を連絡する。

### **第3節 安全の確保**

1. 国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は関係市町から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、当社社員のほか、当社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
2. 国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用する。

### **第4節 旅客等への情報提供**

1. 運航状況等の情報を旅客等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。
2. 県又は関係市町が旅客船内にある者に対して情報の提供を行うに当たっては、旅客船の旅客等に確実に情報が伝わるよう必要な協力をを行うよう努める。

### **第5節 警報の伝達**

県より警報の通知を受けた場合には、社内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、利用者への伝達に努める。警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

### **第6節 旅客の誘導**

自ら管理する船舶・施設等について、施設利用者や旅客の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により災害、事故等への対応に準じて、これらの者の適切な誘導に努める。

### **第7節 運送の実施**

1. 避難住民及び緊急物資の運送
  - (1) 県知事から避難措置の指示の通知を受けた場合、もしくは県知事又は関係市町長が救援に関する措置を実施する場合には、社内における迅速かつ確実な伝達を行う。避難措置の解除の指示があった場合も同様とする。
  - (2) 県知事により避難の指示が行われる場合には、県と緊密に連絡を行い、必要に応じて、地方公共団体の長より避難住民の運送の求めが行われることに備え、輸送力の確保など避難住民の運送の実施に必要な体制を整える。
  - (3) 市町長より避難実施要領の通知があった場合には、社内における共有を行うほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努める。

(4) 県又は関係市町長より避難住民の運送又は緊急物資の運送の求めがあった場合、又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長より緊急物資の運送の求めがあった場合には、正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行う。

(5) 避難住民の運送又は緊急物資の運送の実施に当たっては、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域や、武力攻撃が予測される地域などの範囲を勘案し、安全が確保されている地域の業務であることを前提に、当該運送の求め等を行った者より提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分に配慮するものとする。また、運航環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して安全確保のため必要な措置を講ずる。

## 2. 運送の維持

運送に必要な施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

## 第8節 応急の復旧

1. 武力攻撃災害が発生した場合、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域や、武力攻撃が予測される地域などの範囲を勘案し、安全が確保されている地域にある自らが管理する船舶・施設及び設備であり、かつその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に十分に配慮した上で、可能な限り速やかに船舶・施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。

2. 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止を最優先に行うよう努める。

3. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県又は関係市町に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。

4. 当社対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告する。

## 第9節 安否情報の収集

1. 地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努める。

2. 地方公共団体の行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象

となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努める。

## **第4章 緊急対処保護措置の実施**

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第2章に定める国民保護措置の実施に関する基本方針等及び第3章に定める国民保護措置等に準じた措置を実施する。

## **第5章 計画の適切な見直し**

1. 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、県知事に報告を行う。
2. この計画の変更に当たっては、変更内容の重要性を考慮のうえ、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努める。
3. この計画を変更するため必要があると認めるときは、県知事及び関係市町長、指定地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供等、必要な協力を求める。